

平成 30 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
平成 30 年 3 月 6 日（火曜日）

○日時 平成30年 3 月 6 日 午前10時05分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第16号 平成29年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第17号 平成29年度網走市国民健康保険特別会計補正予算中、所管分
3. 議案第18号 平成29年度網走市公共下水道特別会計補正予算
4. 議案第19号 平成29年度網走市能取漁港整備特別会計補正予算
5. 議案第20号 平成29年度網走市簡易水道特別会計補正予算
6. 議案第21号 平成29年度網走市介護保険特別会計補正予算中、所管分
7. 議案第22号 平成29年度網走市個別排水処理施設整備特別会計補正予算債務負担行為補正
8. 議案第23号 平成29年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算中、所管分
9. 議案第24号 平成29年度網走市水道事業会計補正予算
10. 議案第25号 網走市職員給与例等の一部を改正する条例制定について
11. 議案第26号 網走市職員の自己啓発等休業に関する条例制定について
12. 議案第27号 網走市公園条例の一部を改正する条例制定について
13. 議案第33号 債権の放棄について
14. 報告第1号 平成29年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について
15. 請願第20号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書提出についての請願
16. 請願第21号 路線バスの利用の拡充に関する請願

17. 陳情第42号 日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情

18. 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書提出要請

19. 行政視察の実施について

20. その他

○出席委員（8名）

委 員 長	金 兵 智 則
副 委 員 長	立 崎 聡 一
委 員	小田部 照
	川原田 英 世
	永 本 浩 子
	古 都 宣 裕
	松 浦 敏 司
	渡 部 眞 美

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長	工 藤 英 治
-----	---------

○傍聴議員（4名）

井 戸 達 也
佐々木 玲 子
平 賀 貴 幸
山 田 庫司郎

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
観光商工部長	後 藤 利 博
観光商工部参事監	二 宮 直 輝
農林水産部長	川 合 正 人
建設港湾部長	石 川 裕 将
水 道 部 長	佐々木 浩 司
農林水産部次長	脇 本 美 三
財 政 課 長	林 幸 一
職 員 課 長	小 松 広 典
総務防災課長	岩 尾 弘 敏
観光商工部参事	高 井 秀 利

観 光 課 長	大 西 広 幸
商 工 労 働 課 長	田 口 徹
商 工 労 働 課 参 事	日 野 智 康
建 築 課 長	小 原 功
建 築 課 参 事	大 嶋 尚 士
都 市 管 理 課 長	高 橋 勉
都 市 管 理 課 参 事	阿 部 昌 和
上 水 道 課 長	吉 田 憲 弘
営 業 経 営 課 長	野 呂 俊 広
下 水 道 課 長	中 村 昭 彦

○事務局職員

事 務 局 長	大 島 昌 之
次 長	細 川 英 司
総務議事係主査	寺 尾 昌 樹

午前10時05分開会

○金兵智則委員長 ただいまより総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、議案13件、報告1件、請願2件、陳情1件、要請1件について審査をいたします。

その後、行政視察の実施について協議をいたします。

進行につきましては、最初に、企画総務部、農林水産部、選挙管理委員会関係の議案を審査し、理事者の入れかえをして、観光商工部関係の議案を審査、再度入れかえをして、建設港湾部、水道部関係の議案、順次審査をいたす予定となっております。

それでは、まず最初に、人件費関係の議案について審査をしてまいります。

議案第16号の人件費分、議案17号の所管分、議案第21号中所管分、議案第23号中所管分、議案第25号につきましては、関連をしますので一括して説明を求めます。

○小松広典職員課長 議案資料27ページをごらんいただきたいと存じます。

人件費の補正概要について御説明申し上げます。

人件費補正につきましては、各会計にわたっておりますが、ここでは一般会計と特別会計を合わせた総額で御説明申し上げます。

人件費補正総額は1,597万円の追加でございます。

市長等では、23万8,000円の追加でございまして、内訳としまして、今年度の人事院勧告の国家公

務員の取り扱いに準じた給与改定によります期末手当の0.1月分の増に伴う23万8,000円の追加でございます。

議員分についてであります、市長等同様、期末手当の0.1月分の増に伴います68万3,000円の追加でございます。

一般職では1,504万9,000円の追加でございまして、内訳としましては、人事院勧告の国家公務員の取り扱いに準じた給与改定により1,504万9,000円の追加でございます。

人件費の補正概要は以上でございます。

続きまして、議案資料44ページ、資料8号をごらん願います。

議案第25号網走市職員給与条例等の一部改正概要について御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取り扱いに準じて、一般職の給与並びに常勤の特別職、市議会議員の期末手当の支給月数を改正しようとするものでございます。

改正する条例は、網走市職員給与条例、網走市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例、網走市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の4条例でございます。

改正内容でございますが、本年度の人事院勧告の国家公務員の取り扱いに準じた、(1)一般職の給与につきましては、①は給料表を国家公務員俸給表に準じて改正しようとするもので、給料表で平均0.2%の引き上げとなっており、初任給、若年層に重点を置いた引き上げ内容で、初任給では高校卒、短大卒、大学卒、それぞれ1,000円の引き上げとなっております。

②の勤勉手当の改正でございますが、下の表をあわせてごらんください。

期末勤勉手当の年間支給月数を現行の4.3月から4.4月とし、引き上げ分の0.1月分を平成29年度分につきましては12月期の勤勉手当に、平成30年度以降につきましては6月期、12月期の勤勉手当にそれぞれ0.05月分を加えるものでございます。

同様に、再任用職員及び特定任期付職員は年間0.05月分の引き上げとなっております。

続いて次のページをごらんいただきたいと存じます。

(2)の常勤の特別職及び市議会議員の期末手当

については、年間支給月数を現行の4.3月から、0.1月引き上げ4.4月とするもので、平成29年度分につきましては12月期に0.1月分を、平成30年度以降は6月期、12月期にそれぞれ0.05月を加えるものでございます。

(3)の条文の整備につきましては、平成30年3月31日までとされていた特定職員の減額規定を削除するものの条文を整理するものでございます。

施行期日等につきましては、(1)①の一般職に係る給料表の改正、平成29年度に係る②の勤勉手当、(2)の常勤の特別職及び市議会議員の期末手当の改正は公布の日から施行し、在職者は平成29年4月1日から適用とするもので、平成30年度以降の(1)②の一般職の勤勉手当支給月数、(2)の常勤の特別職及び市議会議員の期末手当支給月数の改正は平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

条例の新旧対照表については、後段に添付してあるとおりでございます。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 質疑というよりも私の意見ということで、職員給与条例等についての職員については、当然だというふうに思っております。

ただ、市議会議員については人事院勧告の対象にはなっていないというようなことで、私どもこれまでも、この部分については反対をしておりますので、議員の市議会議員の部分については認められないということで、私の態度表明をしたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 人事院勧告に基づきということと理解をさせていただきたいというふうに思います。

その上で1点だけちょっと質問させていただきたいと思うんですけども、資料8の内容のほうの1番で、先ほど御説明で初任給や若年層の方に手厚くということで説明がありました。

いろんな社会的な背景等があつてそういった形ということで私はすごく好ましい内容だなというふうに思うんですけども、その狙いというか、考え方というのがあつてということで、何かありましたら、内容を教えていただきたいんですが。

○小松広典職員課長 ここ数年引き上げの改定ということになっておりますけども、人事院が民間との

給与比較をする、官民の給与比較をする上で、やはり若年層のほうが民間に比べて公務員がどうしても低いというところがございます、傾向的にはここ数年そのような状況となっております。

○川原田英世委員 そういった民間との対照をもってということで理解をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○古都宣裕委員 私も種々思うところもありますけれども、意見として松浦委員と同意見だということだけ申し述べさせていただきます。

以上です。

○永本浩子委員 私といたしましては、人事院勧告に従うということで、この件に関しては全く同意見なんですけれども、ちょっと確認の上でなんです、先ほどの初任給にプラス1,000円っていうのが、だいたい何%の引き上げっていうふうに、具体的にはなるんでしょうか。

○小松広典職員課長 初任給のほうでいきますと0.6%程度になるかと思います。

○永本浩子委員 そうするとかなり、若年層の方にはプラスになるということで理解させていただきました。

こういった趣旨は、私はとても賛成しております。

それと再任用職員と特定任期付職員の方なんですけれども、現在、網走市の職員で人数的には、こういった人数の方がここに当たるんでしょうか。

○小松広典職員課長 再任用職員につきましては、平成29年度はハーフ、勤務時間が半分の職員が1名のみです。

特定任期付職員につきましてはおりません。

○永本浩子委員 了解しました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○渡部眞美委員 市議会議員の関係なんですけれども、ここだけで見ると準じているような形になってますが、そのたびに別な場所で議論をした上で、このような形になっているという、その別議論を尊重した上で賛成したいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

なければ、ここで採決に移ります。

人件費関係、議案第16号中人件費分、17号中所管分、21号中所管分、23号中所管分、25号につきましては大方の賛成者をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
では、そのようにいたします。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第16号中、総務費関係について説明を求めます。

最初に、総務費のうち財政課関係の財政調整基金費、5件について説明を求めます。

○林幸一財政課長 議案資料の18ページ、19ページをごらん願います。

平成29年度一般会計財政調整基金費の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、平成29年度に受領しました各種寄附金について、それぞれ表のとおり基金へ積み立てしようとするものでございます。

2の補正額でございますが、(1)歳出予算は、基金積立金の合計で629万2,000円を追加しようとするものでございます。

次に、19ページの(2)歳入予算ですが、その他の寄附金が合計で629万2,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 あわせて、一般会計補正予算に伴う債務負担行為の説明もお願いしてよろしいでしょうか。

○林幸一財政課長 それでは議案資料11ページ、資料6号をごらん願います。

平成29年度一般会計債務負担行為の補正予算について御説明申し上げます。

4の債務負担行為の補正のうち一般会計、一番上の項目になります。

庁舎及び公共施設等の管理委託等契約についてありますが、清掃や警備などにおいて、平成30年度当初より履行が必要となるため、平成29年度中から契約事務を取り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

期間は平成30年度の1年間で、限度額を11億3,106万9,000円にしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 ここで質疑に入りたいと思います。

質疑ございますか。

○松浦敏司委員 寄附を受けたということは非常に喜ばしいんですが、それぞれ団体とか、個人とかあるんだろうと思うんですが、それぞれのくらいあ

ったんでしょう、件数は。

○金兵智則委員長 暫時休憩します。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

○金兵智則委員長 それでは、質問に対する答弁から。

○林幸一財政課長 すみません、今手元に件数の資料持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○金兵智則委員長 松浦委員、よろしいでしょうか、後ほど。

他に質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に、とりあえず移りたいというふうに思います。

○金兵智則委員長 続きまして、選挙管理委員会関係の海区漁業調整委員会委員補欠選挙費について説明を求めます。

○合坂博樹選管事務局参事 議案資料20ページをごらん願います。

平成29年度一般会計海区漁業調整委員会委員補欠選挙費の補正予算について御説明申し上げます。

海区漁業調整委員会委員補欠選挙につきましては、平成29年12月27日執行の網走海区漁業調整委員会委員補欠選挙が無投票となりましたことから、不要となった選挙経費143万9,000円を減額し、補正後の額を8万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、議案第16号中、農林水産業費のうち、水産漁港課関係分について説明を求めたいと思います。

なお、議案第19号と関連しておりますので一括して説明を求めます。

また、平成29年度能取漁港整備特別会計、債務負担行為についてもあわせて説明お願いしたいというふうに思います。

○脇本美三農林水産部次長 それでは、議案資料の21ページをごらんいただきたいと存じます。

平成29年度一般会計及び能取漁港整備特別会計の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、固定資産税に

係る土地の評価替えに伴いまして、本年1月1日現在における能取工業団地の土地の価格が下落することになり、そのことによって、能取漁港整備特別会計において保有する財産の総額は減少し、特別会計の資金不足比率が悪化することから、資金不足比率を維持するため、一般会計から能取漁港整備特別会計へ繰り出すために必要な財源を追加補正しようとするものでございます。

補正額であります。一般会計の歳出予算では、能取漁港整備特別会計への繰入金2,750万円を追加するものでございます。

能取漁港整備特別会計の歳出予算では、繰上充用金の財源補正を行い、財産売却収入を2,750万円減額し、他会計繰入金を同額追加しようとするものでございます。

能取漁港整備特別会計の歳入予算では、土地売却収入を2,750万円減額し、一般会計繰入金を同額追加しようとするものでございます。

続きまして、債務負担行為について説明申し上げます。

議案資料の12ページ、資料6号の上の表、4、債務負担行為の補正、(つづき)と書いている表の会計欄の4段目をごらんいただきたいと存じます。

能取漁港整備特別会計でございますが、平成30年度から平成32年度分に係る能取污水处理施設維持管理業務委託について、平成29年度中に契約事務を取り進める必要がありますことから、債務負担行為の補正をしようとするものでございます。

債務負担行為の限度額につきましては、3年間で735万6,000円でございます。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 固定資産税の評価替えに伴って下落したということですが、どれくらい下落したのでしょうか。

○脇本美三農林水産部次長 固定資産税の評価替えそのものによってということよりも、それに伴う地価の減少でありまして、平成27年、いわゆる3年前の1月1日現在の価格が1平方メートル当たり3,280円でありました。

これが平成30年1月1日において2,990円に下落をしたということでございまして、差額で290円、平米当たり減少したということでございます。

○松浦敏司委員 その辺はわかりましたが、確か今の能取漁港の会計をこれ以上悪化させないというこ

とで、今から20年ぐらい前だったと思うんですけど、地総債を活用して今の能取の、あそこの整備を行ったという経緯があって、それで圧縮すると、会計の金額を圧縮するということで始まって、毎年、一般会計からも繰り入れていたというふうに思うんですが、毎年確か2,000万ちょっと繰り入れをして、財政の悪化を防いできたというふうに思うんですが、その辺の経緯、わかりやすく御説明いただければと思います。

○脇本美三農林水産部次長 まず予算を組むときにその予算の収支のバランスの均衡を保つために、今、松浦委員おっしゃったように2,000万円前後の繰入金を、予算をします。

年度の途中で例えば土地の売却が進んだような場合には、この議論は何度かやってますけれども、現状でいくとおおよそ4,000円程度、平米当たり単価4,000円程度で売却することによって、資金不足率の維持が図られるわけですが、実際には基準単価が3,500円で、さらに大きな面積になると割引があるということで、そこは資金不足率が健全化法のルールに従うと悪化をするということになりますので、土地の売却が進む都度、追加補正をして、資金不足比率を維持をしてきたという経過でございまして、あとは3年に1度の土地のこういう地価の減少に伴って、同じような理由ですけども繰り入れをしてきたという経過でございます。

○松浦敏司委員 ちなみにこの間、一般会計から繰り入れというのは、おおよそどれくらい繰り入れしているんですか。ざっくりでいいですが。結構な数にいつているかと思うんです。年間2,000万前後ですから。

○脇本美三農林水産部次長 今、手元に細かい資料がありませんので、正確な数字は掌握してませんが、平成29年度については、この補正に伴って1億円を超えるような繰り入れになろうかと思いません、ちょっと決算してみないとわかりませんが。

平成28年度も、土地の売却が若干進んだということで補正をさせていただいてますので、ちょっと数字は、記憶にございませんけども、2,000万で済まないという数千万の繰り入れだったというに思います。

これは、過去から積み上げると相当な額になるのかなというふうには認識しています。

○金兵智則委員長 暫時休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時31分再開

○金兵智則委員長 再開します。

資料につきましては、後ほどということにさせていただきますというふうに思います。

○松浦敏司委員 いずれにしても、この間、相当、この能取漁港整備特別会計を、健全化を守るために一般会計から相当額の繰り入れをしているのは間違いないことなんですね。

そういう意味では貴重な市民の税金をこういう形で使ってきたと。

経緯そのものは私もわからないわけでないんです。

地総債を活用するときに、我々もそれは認める立場をとりました。

それは、これ以上、56億数千万まで悪化した状況の中で改善するためにそういうことをせざるを得なかったと。

しかしそれは、国の資金も十分入るというようなこともあったので、それは必要なことだというふうに思っていました。

ただ、それがもう一般会計から繰り入れをしていかなければ悪化する、あるいは土地が原価割れをする、それでなければ売れないという状況があって、そのたびに土地が売れば売れるだけその差額が一般会計から繰り入れをせざるを得ないという、これはまたわからないわけではないんです。

いずれにしても能取漁港という過去に行った非常に問題のある結果としてですね、そういったことになって、今もなお苦しんでいるということで今回、土地の評価が下がったということで、確かにやむを得ない部分あるんだけど、非常に、市民の税金を多額にこの間使ってきたという点では、私は能取漁港整備特別会計そのものが問題があるということで、この間反対をしてきておりますので、そういう点では、今回のこのことについては、内容的には理解ができないわけではないんですけど、ただ特別会計のこれまでの状況からすれば、相当多額になってしまうということで、この部分については、ちょっと認められないなということでもあります。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○立崎聡一副委員長 今、松浦委員のほうからお話ありましたけれども、内容的には十分にわかるということと、それからあと、ここに載ってきている以外のことでいろんなメリットがあったように思います、能取漁港の整備については。

そういうことをいろいろ含めて考えると、いたしかたない部分もあるのかなというふうに思いますし、実質50億以上あったものがここまで減らしてきた努力というものを考えていかなければならないというふうに思いますので、私はこの件については賛成したいというふうに思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 私も、この能取漁港の工業団地の件に関してはマイナス面が結構多く言われてますけども、あの地域の地元の農家の方たちとかこの工事をしてもらったおかげで、そのあと今まで毎回、毎回こう土地が流出したりしてた部分がなくなって収入が安定して、その分、市に対しても税収も上がっていたりとか、そういったよかった部分の声も聞いていることは確かですし、去年、また土地が売れて、かなり今まで抱えてきたものも減ってきているということで、本当にそういった長年の努力っていうことは認めたいと思っておりますので、私といたしましても、ここは賛成したいと思っております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをします。

議案第16号平成29年度網走市一般会計補正予算中、農林水産業費及び議案第19号につきましては、大方の賛成をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして、消防費関係について説明を求めます。

○林幸一財政課長 議案資料26ページをごらん願います。

平成29年度一般会計、消防費、消防組合負担金の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、網走地区消防組合の予算中、当市分の負担金の補正として、歳出予算では給与改定により人件費で216万5,000円の追加でございます。

次に、歳入予算では手数料の増により9万2,000円の追加でございます。

2の補正額でございますが、歳入・歳出を合わせまして207万3,000円の追加、財源は全て一般財源とするものでございます。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に移ります。

一旦休憩を、暫時休憩をします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○金兵智則委員長 では再開します。

先ほど、人件費関係のところ、私が16号、17号、21号、23号、25号全て大方の賛成をもってということで皆さんにお諮りをしたんですが、ここで訂正をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど議員、市議会議員にかかわるところということでございましたので、議案第16号と議案第25号については大方の賛成、そして、議案第17号、21号、23号につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定したいというふうに思いますがそれでよろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

申しわけございません。

ではそのようにさせていただきたいというふうに思います。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第26号網走市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めたいというふうに思います。

○小松広典職員課長 議案資料58ページ、資料9号をごらん願います。

議案第26号網走市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正概要について御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、学校教育法が一部改正されたことに伴い、当該条例の改正を行うとするものでございます。

改正内容でございますが、当該条例で引用する条項が改正となったため改正しようとするものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

条例の新旧対照表につきましては、後段に添付してあるとおりでございます。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをします。

議案第26号網走市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に移りたいと思います。

○金兵智則委員長 続きまして、報告第1号平成29年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○岩尾弘敏総務防災課長 議案資料122ページ、資料17号をごらん願います。

平成29年度一般会計、一般管理費の補正予算の専決処分につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、平昌パラリンピックの応援団派遣に係る経費と出場選手に対する報償金につきまして追加補正するもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

内訳につきましては、出場選手への報償金として50万円。応援団派遣旅費3名分として70万円。応援に係る消耗品代として11万円。応援団派遣に係る旅行企画手数料として5万円。観戦入場券代として4万円。応援団2名を派遣する網走スキー協会の助成金として20万円の計160万円となっております。

2の補正額につきましては、一般管理費の市勢振興推進費に160万円を追加し、502万8,000円とするもので、財源は一般財源でございます。

なお、専決処分日は2月14日でございます。

以上でございます。

○金兵智則委員長 何かございますでしょうか。

○松浦敏司委員 ここに消耗品費っていうのがあるんですけども、これは主にはどんなものなんでしょう。

○岩尾弘敏総務防災課長 応援団に係る横断幕であるとか、あとパブリックビューイングを実施、2月11日にエコセンターの実施しますが…。失礼しました。3月11日に予定をしておりますが、それに係る応援に関するグッズとか掲示物ポスター等の経費でございます。

○金兵智則委員長 よろしいでしょうか、他にございますか。

○永本浩子委員 この件に関しては全く異議はないんですけど、ちょっとお聞きしたいのが、今回、出場選手に対する報償金は50万ということで、もしメ

ダルを獲った場合とかっていうのは何か、市としては考えているのでしょうか。

○岩尾弘敏総務防災課長 前回、4年前のソチのパラリンピックのときに狩野選手、二つのメダルを獲られてます。

そのときは市民栄誉賞ということで、別途褒賞金を支出してございます。

そのときは30万円支出してございます。

○永本浩子委員 気持ちとしては上げてもらいたいという気持ちありますけれども、前は30万だったということで今回も同じようなものとして考えているってということでよろしかったでしょうか。

○岩尾弘敏総務防災課長 それにつきましては、また別途検討することになるかと思います。

○永本浩子委員 ぜひ検討をお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、報告第1号平成29年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告につきましては、報告承認すべきものと決定してよろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにさせていただきたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

○金兵智則委員長 それではさっきほどの松浦委員に対する答弁の準備ができましたので、お願いをしたいと思います。

○林幸一財政課長 先ほど松浦委員から御質問のありました寄附の件数の関係でございますけれども、個人、団体含めまして17件ということでございます。

○松浦敏司委員 団体、個人合わせて17件ということでありましたが、それぞれ金額が示されてますけれども、この括弧の中にあるのは、これはどういう意味の数字なのでしょう。資料の中に。

○林幸一財政課長 1の補正理由及び内容の中の表の中の括弧ということだと思いますけれども、こちらはそれぞれ観光振興基金とかサング草の再生保全基金とかですね、内訳の記載になってございます。

○松浦敏司委員 そうするとトータルの数字はこれとはまたちょっと違うっていうふうになるのでしょうか。

基金のトータルの合計額というのは。

○林幸一財政課長 こちらにお示ししております数字に関しましては、今回の補正分ということのみになります。

○松浦敏司委員 そうすると、このほかに基金があって、そのところに新たにこの部分が追加されると、そういうことで理解してよろしいですね。

○林幸一財政課長 そういう御理解でしていただけるかと思えますけど。

○松浦敏司委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをいたします。

議案第16号平成29年度網走市一般会計補正予算中、人件費を除く企画総務部関係、総務費、消防費関係につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにさせていただきます。

ここで、理事者、委員から何かございますか。

なければ、理事者入れかえのため暫時休憩をいたします。

午前10時47分休憩

午前10時53分再開

○金兵智則委員長 それでは、再開をいたします。

続きまして、議案第16号平成29年度網走市一般会計補正予算中、商工費につきまして説明を求めます。

公共交通対策費について説明を求めます。

○田口徹商工労働課長 生活交通路線維持対策事業及び地域コミュニティ交通対策事業に係る補正予算ですけれども、議案資料の22ページをごらんください。

平成29年度一般会計商工振興費、生活交通路線維持対策事業及び地域コミュニティ交通対策事業補正予算ですが、補正の理由ですけれども、助成の対象としておりますバス路線は、網走バス株式会社が、いずれも国、道の認定を受け補助金の支給を受けておりますが、市町もその制度に基づき、補助をしているものであります。

補助対象事業者である網走バスが、今年度、昨今の運転手不足から、人材維持、確保を図るため、自社の臨時職員を正規職員にしたこと、及び、車両更新の必要から、中古車両を購入したことなどから、運行経費が当初見込みを上回り、その結果、補助対

象経費が増加したことから、市の補助金等の負担分として、次の経費を追加補正するものです。

経費使途ですけれども、まず最初に、網走・常呂線バス事業運行経費負担金ですが、網走バスが運行する常呂線及び佐呂間港栄浦線については、国の地方バス路線維持費補助金の対象となっておりますが、市町負担分は、網走市、北見市及び網走バス株式会社からなる、網走・常呂間バス運行協議会が補助しており、今回そのうちの網走市負担分を追加補正するものであり、金額は326万2,000円となっております。

次に、地方バス路線維持費補助金ですが、これは網走バス株式会社の美幌線、斜里線が対象となりますけれども、これらの路線も地方バス路線維持費補助金の対象となっており、これらの路線の網走市補助金として今回51万6,000円を追加補正します。

最後に、コミュニティ交通運行補助金ですが、これは網走バスが運行する西山通り線に係るもので、国の地域内フィーダー系統路線補助金の認定を受けており、運行経費は国と市が負担することとなっております、今回網走市補助金として57万6,000円を追加補正するものです。

補正額ですけれども、歳出予算ですが、①の生活交通路線維持対策事業の支出項目は記載のとおりであり、補正前の額は2,716万1,000円で、今回の補正額は377万8,000円であります。

財源内訳は、網走・常呂線バス事業運行経費負担金については財政調整基金から326万2,000円を充当し、地方バス路線維持費補助金については一般財源51万6,000円とし、補正後の額は3,093万9,000円としようとするものです。

②の地域コミュニティ交通対策事業についてですが、支出項目は記載のとおりでございまして、補正前の額は412万1,000円で、補正額は57万6,000円で全額一般財源となっており、補正後の額は509万7,000円としようとするものです。

(2)の歳入予算につきましては、記載のとおり財政調整基金を繰り入れることとし、補正前の額942万4,000円で、補正額は326万2,000円、補正後の額は1,268万6,000円としようとするものです。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 まず1点確認したいんですが、網走・常呂線、基金の繰り入れをもってということだと思うんですけども、この基金ではこれをもって

どの程度残るのかを確認したいんですが。

○田口徹商工労働課長 この基金につきましては、湧網線の廃線のときの基金なんですけれども、今回充当しまして、約1億2,000万残る形となっております。

○川原田英世委員 わかりました。

今後にも必要な路線として維持していくに当たって、この基金というのは非常に重要になってくるんだと思うんですが、今言ったように1億2,000万ほど残るということで、ここの基金を活用し続けて、このような負担が発生していく中で、今後どのような見通しというかですね、この基金がいずれ底をつく時期か必ず来るということはあるんだと思うんですけれども、どのようなスケジュール感をお持ちなのかお伺いしたいと思います。

○田口徹商工労働課長 常呂線、栄浦線につきましては北見市常呂町、それから網走市の能取地区、卯原内地区の学生が、網走市内の高等学校に通うのに使うことが多い便となっております。

ただ、昼間の便については利用がすごく少ないというような状況もありますので、関係市町村と今後についていろいろと協議、検討していきたいというふうに考えているところです。

○金兵智則委員長 他に。

○永本浩子委員 今、網走・常呂線で326万ということだったんですけれども、北見のほうの負担金というのはどれくらいになるんでしょうか。

○田口徹商工労働課長 今回、網走市と北見市で路線ごとに負担割合を決めておりまして、トータルしますと、ほぼ同じぐらいの金額になってるんです。

○金兵智則委員長 暫時休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時01分再開

○金兵智則委員長 再開します。

○田口徹商工労働課長 すみません、後ほど答えさせていただきますと思います。

○永本浩子委員 その件に関しては、また後ほどということで。

あと、この西山通り線なんですけれども、なかなか利用率が上がらないというのが現状かなと思ってなんですけれども、去年、平成29年の利用率ってどれぐらいになっていたんでしょうか。

○田口徹商工労働課長 西山通り線の運行利用率なんですけれども、1日当たり15.4人程度の利用となっております。

○永本浩子委員 1日15.4人ということで、これは前年度から比べると少しふえましたか。

○田口徹商工労働課長 若干なんですけれども下がっているような状況にあります。

○永本浩子委員 今回の、この補助金に関することではないんですけれども、この西山通り線、私も家が近いのでちょっと気になりながら、よくバスを見てはなかなか人が乗ってないなってちょっと胸を痛めてるんですけれども、なんとかもうちょっと利用率が上がるような工夫っていうのも、ぜひこれから、来年度お願いしたいと思いますが、この点に関してはいかがでしょうか。

○田口徹商工労働課長 西山通り線につきましては、利用している鉄南地区ですとか錦町地区の住民とは何度も協議をしているいろんな意見を聞いて時間の変更なども行ってきているところです。

それで、老人クラブとかも、いろいろとお話してるんですけれども、活用していきたいという方向は持ってますので、もう少し様子を見たいというふうに考えております。

○永本浩子委員 私も、地元の方からもちょっと要望いただいたりしていろいろやりとりさせていただいた経緯もありますので、本当にまたよりよく使ってもらえるような体制っていうのを私自身も考えていきたいとは思ってるんですけれども、先進地域の視察とかっていうのはあまりやったことはないんでしょうか。

○田口徹商工労働課長 バスにおける視察については、私どもはやってはいないです。

○永本浩子委員 十勝バスさんが、地域住民のアンケートをとりながら、かなり赤字路線から黒字路線に変えたっていう実績があるということで、全く同じ手法が当てはまるとは思わないんですけれども、やはりそういう取り組みをしているところの取り組みの様子などもやっぱり参考にしてみる必要はあるかと思うので、ぜひ検討していただければと思います。

○田口徹商工労働課長 先進地についても今後調査していきたいというふうに考えます。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 網走・常呂線、あるいは地方バス路線維持っていうのは、これは、やっぱりなくてはならない、とりわけ通学している子供たちにとってはもうなくてはならない路線だというんで、これはもうぜひ維持するために力を尽くしてほしいという

ふうに思います。

それでコミュニティ交通なんですけども、やはり利用したいという人たちは当然、あの地域、鉄南地域あるいは錦町の人たちを初めとしてあるなというふうに思うんですが、やはりほかの、もうちょっとアンケート調査するなり、利用する人たちにとって一番使いやすい路線といいますか、時刻というのが大事なんだろうなというふうに思うんですね。その辺、どこにターゲットをおくか、高齢者におくんであれば高齢者にとって都合のいい一番使いやすい時間帯を設定するというようなことも必要なんだろうというふうに思います。

そういう意味でぜひですね、利用しやすい形、そして買い物に行くんであれば、そこに都合のいいような時間帯の設定っていうのも、やはり利用する人たちを対象に調査をすべきでないかと思うんですが、その辺お考えいかがでしょう。

○田口徹商工労働課長 先ほどもお話ししましたがけれども、利用している町内会とも話してるんですけれども、私どももこの路線については地域の皆さんの使いやすい路線であってほしいと思っていますから、時間とか、それから若干の経路とかも、住民でよく話し合って希望があればぜひ言ってほしいという話をして、現実に1便時間を変更してエコーセンターに行きやすい時間に変えたりとかしたこともあります。

ですから、そういうことは常に地域と話してますんで、そのような意見があれば、ぜひ言っていただければこちらもいろいろと検討していきたいというふうには考えています。

○松浦敏司委員 ぜひその辺、地域と連携をしていただきたいと思います。

以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 内容は、大体把握させていただいたと思うんですけどちょっと、こういった形で、公共交通に対する支援というか、運営に対する補助等の補正が必要になってくるっていうケースというのは、ちょっと確認したいんですが、今まであったことなのかお伺いします。

○田口徹商工労働課長 この件での補正というのは、私が記憶してる限りではしばらくなかったと思います。

今回、当初の理由でも言いましたけれども、運転手不足というのがかなりバス会社さんも深刻になっ

ておりまして、臨時職員のままで置いといたら引き抜きにあうという恐れがありました。

皆さんほかの会社も不足してますね。そういうことで身分をある程度確かにして残っていただくという、やむを得ない事情があったのだというふうに考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

運行経費として人件費をしっかりとそこで充てていくということでの補正になったということで、やはり、維持していくというのにはそういうことも含めて、今後はさらに負担がふえていく可能性があるということも見込む必要があるのかなということで理解してよろしいのでしょうか。

○田口徹商工労働課長 利用が下がればそれだけ収入が少なくなると。

そうすると経常収入が少なくなれば、経費が当然大きくなるので、負担する補助の割合も大きくなることは考えられます。

ただ、ことのように雇用をいっぺんにふやしたりとかってというのは来年あるかどうかかわからないので、その辺が逆に少なくなれば経費が落ちるということもありますので、一概に来年ももっと大きく負担がふえるとはいえないというふうに思っております。

○金兵智則委員長 他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、先ほどの永本委員の質問に対する答弁よろしいでしょうか。

○日野智康商工労働課参事 先ほどの北見市の負担分ですけれども、最終額が1,202万8,000円になります。

北見市で当初組んでいた予算より329万5,000円程度多くなるような額となる予定です。

○永本浩子委員 ということは、補正額、トータルで1,202万8,000円で、補正後ということになると300…ということなんでしょうか。

○日野智康商工労働課参事 ふえた分につきましては329万5,000円というような形になります。

○永本浩子委員 では、補正の額としては、ほぼ同じということで、利用率とかで分けて負担割合をやっているということで、理解でよろしかったのでしょうか。

○田口徹商工労働課長 人口割、均等割、平等割といういろいろ決め方がありまして、そのルールに基づいて、一定の率を持っておりますので、そういう

形で出ております。算出しております。

○金兵智則委員長 よろしいでしょうか。

では、次に移ります。

○金兵智則委員長 続きまして、平成29年度一般会計補正予算、債務負担行為、天都山展望台・オホーツク流氷館広告掲載業務委託料について説明を求めます。

○大西広幸観光課長 議案資料12ページをごらん願います。

平成29年度一般会計、債務負担行為の補正について御説明いたします。

4の債務負担行為の補正、一般会計のうち6行目、天都山展望台・オホーツク流氷館広告掲載業務委託料についてであります。天都山展望台・オホーツク流氷館誘客促進のため、女満別空港に掲示しておりますカラーコルトにつきまして、平成30年度当初より継続掲示するため、平成29年度中から契約事務を取り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものでございまして、限度額は50万円でございます。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

○古都宣裕委員 これちょっと1点確認したかったんですけれども、今空港の一括民営化が進んでいる中で、もしこれがどっか民営化された後も、今、今回の契約の部分には変わりが全くない状況になるのでしょうか。

○大西広幸観光課長 現在、女満別空港ビルの広告業務、受託している業者と今契約してる状況なんですけど、新しく民営化の管理業者が確定してからまたその業務の更新、コルトの掲示更新についての契約について、また別途打ち合わせが必要かと思いますので、金額も含めてまだ未定というところであります。

○金兵智則委員長 よろしいでしょうか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に移ります。

続きまして、同じく一般会計補正予算、債務負担行為、ふるさと寄附金特産品等カタログギフト事業業務委託について説明を求めます。

○田口徹商工労働課長 同じく議案資料の12ページ、資料6をごらん願います。

ふるさと寄附金特産品等カタログギフト事業業務

委託ですけれども、平成29年度一般会計、債務負担行為の補正予算のうち、ふるさと寄附金特産品等カタログギフト事業業務委託について御説明申し上げます。

ふるさと納税に係る業務委託についてでございますが、平成30年度当初より履行が必要となるため、平成29年度中から契約事務を取り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものです。

こちらの契約の際には、今後見込まれる寄附金が確定いたしませんので、限度額を業務委託にかかわる費用のうち、市が負担すべき額とするものでございます。

以上です。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

質疑ございますか。

○川原田英世委員 ちょっと確認だけさせていただきたいんですけども、ふるさと納税のこの事業、委託している事業者が増加していると思うんですけども、それによって内容が変わったりだとか、それぞれの会社でルールが違ったりとかそういったことで影響とかっていうのはあるんでしょうか。

○田口徹商工労働課長 現在網走市のふるさと納税につきましては、寄附サイト、インターネット上のサイトですけれども、これが「JTB」と「ANA」と「さとふる」と、3社になっております。

この「さとふる」というのは、平成29年度新たに導入したんですけども、この各々の会社の委託料が若干異なっております。

例えば、「ふるぽ」、「JTB」ならば委託分は10%とか、あと「ANA」は10%プラス税とか、「さとふる」は12%プラス税とかそういうことになってございますので、各々のサイトから入ってくる寄附によって金額も当然変わってくるという状況にございます。

○川原田英世委員 わかりました。

となると、やっぱりますます今の段階ではわからないとしか言いようがないというところだなというふうに思います。

これから先も、いろんな業者ほんとふえてきてみたいですので、またさらにふるさと納税を進めるに当たって検討するんだというふうに思いますので、そこら辺の負担の割合というところも一つ、網走の負担ですから、検討のいろいろ材料になってくるとなと思いますけれども、それも加味しながら進めて

いただければなというふうに思います。

以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここで採決に移ります。

議案第16号平成29年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部関係につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ここで、委員、理事者から何かございますか。

なければ、理事者入れかえのため暫時休憩をいたします。

午前11時16分休憩

午前11時18分再開

○金兵智則委員長 それでは、再開をいたします。

まず初めに、議案第16号平成29年度網走市一般会計補正予算中、住宅管理費について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料の23ページをごらん願います。

平成29年度一般会計、住宅管理費補正予算、市営住宅維持修繕事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。公営住宅の家賃減免に対し、国庫補助金の交付が見込まれることから、財源補正を行おうとするものであります。

本件は、当初予算策定時点で、家賃減免事業が交付金対象として認められるか不確定でしたので、当初予算、歳入には住宅の使用料を財源として見込んでいたものであります。

補正前後の額に変更はありませんが、財源内訳につきまして、国庫補助金が1,113万2,000円となり、住宅使用料が1,113万2,000円の減となるものであります。

歳入予算については記載のとおりであります。

次に、議案資料の24、25ページをごらん願います。

平成29年度一般会計、住宅建設費補正予算、市営住宅建設事業の歳入・歳出予算の補正と継続費の補正について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。国の社会資本整備総合交付金を活用し、公営住宅の建設を行うため、次の経費を追加補正し、あわせて経費の追加に伴い、既に設定している継続費の年割額を変更するものであります。

経費使途は、平成29、30年度の2カ年で建設を行っておりますつくしヶ丘4丁目市営住宅の工事費で、金額は4億円を計上するものであります。

補正額であります、補正前の額が6億9,716万8,000円で、補正額が4億円、補正後の額が10億9,716万8,000円となり、財源内訳は記載のとおりであります。

歳入予算については記載のとおりであります。

継続費の内訳であります、2カ年の補正前・後の合計額14億2,248万円に変更はありませんが、平成29年度の年割額を4億円追加し、平成30年度の年割額を4億円減額するもので、財源内訳は記載のとおりであります。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

○川原田英世委員 国の交付金を活用しということで、内容は理解いたしました。

それで、年割の中身を見ると、29年度が厚くなって、30年度はというところで4億円の動きがあるということで理解するんですが、これによる受注企業でも影響というのは、何かあるのかお伺いしたいと思います。

○小原功建築課長 追加に伴う企業の影響についてでございますけれども、工事費の出来高が上がることでありませんので、これに伴って支払える額には変わりはないんですけれども、事業を、当市もそうでございますけれども平成30年度いただく分を、今年度さきに受けるという形で国の財源の確保はできたという、安心感というものがあるのかなというふうには考えております。

○金兵智則委員長 よろしいですか。

○小原功建築課長 内容としては事業を繰り越すということでございますので、支出は増額を伴わないということでございます。

○金兵智則委員長 よろしいでしょうか。

他にございますか。

○松浦敏司委員 ちょっとこの部分で、関連して聞きたいんですけども。

国の社会資本整備総合交付金というのを当初見込んでいたけれども、今回、認められたのでっていうことなのでしょうか。

その辺確認したいと思います。

○小原功建築課長 今回の4億円については、追加配分ということで、今年度国の持ってる剰余金の中から先に配分を受けたというものでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

それでもう一つ、前段の市営住宅の維持修繕事業ということで、家賃減免に対して、国庫補助金の交付が見込まれることからということなんですが、この国庫補助っていうのは、どういう方法で算出されるでしょうか。

○小原功建築課長 交付の対象世帯数、例年280世帯ほどなんですが、今年度については275世帯、これに該当する交付金額が2,226万5,000円ということでございます。

○松浦敏司委員 減免の世帯は、およそ280けれども、平成29年度については275世帯ということですね。

わかりました。

とりあえず理解しました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをいたします。

議案第16号中、住宅費関係につきまして、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにいたします。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第18号平成29年度網走市公共下水道特別会計補正予算について説明を求めます。

また、繰越明許費、債務負担行為につきましても、あわせて説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 議案資料28ページ、資料6号と別葉のA3の資料をごらん願います。

議案第18号平成29年度網走市公共下水道特別会計補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございます。

国庫補助金の増額に伴いまして、公共下水道事業に係る工事費を増額補正するものでございます。

なお、今年度、事業完了が見込めないことから、事業費全額を翌年度に繰り越しということとし、繰越明許費の設定を行うこととします。

増額金額は8,200万円でございます。

補正額ですが、歳出予算は、補正前の額が5億476万7,000円、補正額はプラス8,200万円。

財源内訳は記載のとおりでございます、補正後の金額は5億8,676万7,000円でございます。

歳入予算は記載のとおりでございます。

また、補正後の施工箇所につきましては、議案資料別葉A3に記載のとおりでございます。

内容といたしましては、網走市公共下水道南部2の2排水雨水幹線管渠工事と中央地区雨水幹線管渠布設工事を追加実施することとしています。

続きまして、議案資料12ページ、資料6号をごらん願います。

議案第18号網走市公共下水道特別会計の債務負担行為に関する補正につきまして御説明いたします。

4、債務負担行為の補正の会計欄の3段目、公共下水道特別会計において平成30年4月1日から履行開始が予定されております5件の事項につきまして、平成29年度中に契約事務等を取り進める必要があることから、その経費について債務負担行為の補正をするものでございます。

債務負担行為の設定をしようとする内容及び限度額につきましては、下水道使用料徴収事務、負担金等記載のとおりでございまして、総額4,276万4,000円を補正するものでございます。

以上です。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、採決に移ります。

議案第18号平成29年度網走市公共下水道特別会計補正予算につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決定をいたします。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第20号平成29年度網走市簡易水道特別会計補正予算、債務負担行為の補正につきまして説明を求めます。

○吉田憲弘上水道課長 議案資料12ページをごらん願います。

平成29年度、簡易水道特別会計の債務負担行為に関する補正予算につきまして御説明いたします。

債務負担行為の補正の表の5段目、簡易水道特別会計において平成30年4月1日から履行開始が予定されております2件の事項について、平成29年度中に事務を取り進める必要があることから、その経費につきまして債務負担行為を追加補正するものでございます。

債務負担行為の設定をしようとする内容及び限度額は記載のとおりでございまして、総額628万4,000

円を補正するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをいたします。

議案第20号平成29年度網走市簡易水道特別会計補正予算につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定しよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにいたします。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第22号平成29年度網走市個別排水処理施設整備特別会計補正予算、債務負担行為の補正につきまして説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 議案資料12ページ、資料6号をごらん願います。

議案第22号網走市個別排水処理施設整備特別会計の債務負担行為に関する補正につきましてご説明いたします。

4、債務負担行為の補正の会計欄7段目、個別排水処理施設整備特別会計でございます。

平成30年度4月1日から履行開始が予定されております1件の事項につきまして、平成29年度中に契約事務等を取り進める必要があることから、その経費について債務負担行為の補正をするものでございます。

債務負担行為の設定をしようとする内容及び限度額につきましては、個別排水処理施設使用料徴収事務負担金25万9,000円を補正を行うものでございます。

個別排水処理施設整備特別会計に関する補正の説明とさせていただきます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、採決に移ります。

議案第22号平成29年度網走市個別排水処理施設整備特別会計補正予算につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に移ります。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第24号平成29年度網走市水道事業会計補正予算について説明を求

めます。

○野呂俊広営業経営課長 議案資料43ページ、資料7号をごらんいただきたいと思います。

議案第24号平成29年度網走市水道事業会計、債務負担行為補正予算について御説明申し上げます。

補正の目的につきましては、平成30年4月1日から履行が必要となる契約について債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

内容については、資料記載のとおりでございます。水道料金に係る収納業務等委託契約のほか、合計6件で総額6,728万5,000円とするものでございます。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

議案第24号平成29年度網走市水道事業会計補正予算につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に移ります。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第27号網走市公園条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○高橋勉都市管理課長 議案資料59ページ、資料10号をごらんください。

議案第27号網走市公園条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

1の条例制定の趣旨でございますが、(1)の運動施設率については、都市緑地法の一部を改正する法律の施行に伴い、地域の実情に応じた整備が行えるよう条例で定めることとなりましたことから、網走市公園条例の一部を改正し、新たに運動施設率を定めようとするものでございます。

(2)のつくしヶ丘6丁目公園については、道営住宅の公園として設置されていた施設を本市が引き継ぎ、平成16年度に網走市の都市公園としたものがありますが、網走市公園条例別表第2のその他の公園に記載されていることから、これを是正するものでございます。

2の条例制定の内容でございますが、(1)の運動施設率については、政令と異なる内容を定めるほどの地域的な特殊性は認められないと判断し、運動施設率に関する制限を政令と同基準である100分の

50を超えてはならないと定めるものです。

また、(2)のつくしヶ丘6丁目公園については、網走市公園条例別表第2、その他の公園から、同条例別表第1、都市公園に是正するものです。

3の施行日は平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

資料の60ページから61ページに、条例の新旧対照表を添付しておりますので御参照願います。

説明は以上です。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 この運動施設率というのは、何かの定めがあって決められてるんだと思うんですけど、それはどういった内容なんでしょうか。

○高橋勉都市管理課長 運動施設ですから、わかりやすいもので例えていいですよと、総合体育館の総合運動公園においていえば、例えばあの体育館自体の施設ですとか、あるいは野球場の施設、そういったものが該当になると思います。

区分するならば、それ以外の例えば緑地ですとか、広場とかそういうものと総体の敷地におけるその施設の率ということで御理解いただければと思います。

○松浦敏司委員 つまり運動できる施設の割合のことをいうというふうに、単純に言えばそういうことで捉えていいということですね。

○高橋勉都市管理課長 そのとおりでございます。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、採決に移ります。

議案第27号網走市公園条例の一部を改正する条例制定につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金兵智則委員長 続きまして、議案第33号債権の放棄について説明を求めます。

○野呂俊広営業経営課長 議案資料121ページ、資料16号をごらんいただきたいと思います。

議案第33号債権の放棄について御説明申し上げます。

資料中、2に記載する債務者につきましては、水道料金債権の回収見込みがなく、かつ、残余財産がないと認められることから、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、債権の放棄を行おうとするものでございます。

債務者及び放棄する債権の額は記載のとおりでございます。合計2件で総額425万4,800円でございます。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 ここには、二つの会社とも2年分というふうになっておりますけれども、その以前の分は納入されているというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○野呂俊広営業経営課長 それ以前の分については納入されてるという御理解でよろしいかと思えます。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

議案第33号債権の放棄については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ここで、委員、理事者の皆様から何かございますか。

なければ、理事者入れかえのため暫時休憩をいたします。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○金兵智則委員長 再開いたします。

次に、請願2件、陳情1件、要請1件について順次審査をいたします。

まずは請願第20号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に係る意見書についての請願についてであります。

○川原田英世委員 請願の内容について1点確認したいことがあるんですが、網走市において、会計年度内、何年度の内で、在籍する臨時非常勤職員の数についてということ把握をされているのか、そのどの程度の方が該当するのかお伺いしたいんですが。

○小松広典職員課長 非常勤の割合、臨時・非常勤の割合として40%程度の人数、数については今詳細の資料持ってきてないもので、40%。

○川原田英世委員 正確な数はのぞいても、40%ということで、国においても、同一労働・同一賃金ですか、ということで動いているということもあり、

民間のほうでは、議論が進められてきているところだと思うんですけども、公務員のほうでは、まだまだ不十分なところがあるのかなというところがみえるものですから、この請願はぜひ通すべきじゃないかなというふうに私は思います。

○小田部照委員 私も全文同意できますので採択すべきだと思います。

○松浦敏司委員 先日、オホーツク自治研というところの組織が、北見市の実態で、北見市が53%非常勤ということで、これは大きな問題となってテレビでも報道されました。

網走市も40%ということであって、この間、行政改革で財政を立て直すというようなことでやってきて、職員の削減、そして結果として、非常勤が結果として多くなる、比率としてね、なってしまうということになって、これは必ずしも健全なものにはならないと。

結局、安定した正規職員が減少するということは、結果として網走市全体の経済にとってやっぱりマイナスになるということになると思うんで、やはりそういう点から考えれば、この請願については、同意できますので、採択すべきだと思います。

○金兵智則委員長 他に御意見ございますか。

○永本浩子委員 うちの会派といたしましても、働き方改革ということもあって、今、同一労働・同一賃金ということで、これを推し進めているところであります。

そして今また、40%ってちょっとやっぱり網走も結構高いんだなっていうのを再認識したわけなんですけれども、せっかく職員になっても途中で退職してしまうっていうの、とてももったいないなっていう気もしていましたので、ぜひこの内容について調査を進めながらもっていただければと思っておりますので、採択したいと思っております。

○金兵智則委員長 ありますか。

○古都宣裕委員 私どもも願意がわかりますので、採択の方向で考えております。

○金兵智則委員長 他によろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、請願第20号につきましては、全会一致をもって採択すべきものと決定したいというふうに思いますよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に移ります。

○金兵智則委員長 それでは、請願第21号路線バスの利用の拡充に関する請願について審査いたしたいというふうに思います。

○小田部照委員 この内容、趣旨には賛同できるんですが、網走市の実態がまだまだ整ってないのではないかと私は思いますので、これは時期尚早ではないかと思えます。

今後、継続して検討していく問題ではないかと考えています。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 公共交通のあり方ということで、これから高齢者がどんどんふえて、今高齢者の認知症に対する検査等も厳しくなって免許を返納するという方もふえてくるということで、私自身も去年の代表質問の中でも、6月の一般質問でも、この公共交通に対する取り組み方っていうのは、網走市としても、免許返納した後の高齢者の方が安心して生活ができる体制をやはり整えてもらいたいということで発言した経緯もありまして、この趣旨の中身には大変賛同するところなんですけれども、1の2は、国と道に対する働きかけということで採択したいところなんです。3と4に関しては、市に対する要望をということで予算を伴う可能性が出てくるというのがちょっと、内容の趣旨には賛同できるんですけども、今回こういった形で請願として上げて議会として採択するというのにはそぐわないのではないかとこのように思いますので、1と2だけにするのだったら採択、3、4まで含めるのだったらちょっと採択できないということをお願いいたします。

○金兵智則委員長 ちょっとここで、一旦整理させていただいてよろしいでしょうか。

永本委員の意見は、1番、2番だけであれば一部、1番2番一部採択と、小田部委員は全て継続と言ったような意見だったのでしょうか。

それで間違いなかったのでしょうか。

全てに対して採択ができないということですね。

他に意見ございますか。

○立崎聡一副委員長 うちとしましても1番、2番に関しては、よく理解できるということで話を進めさせていただきました。

しかし、この3番目、4番目の文言についてなんですけれども、予算要求に当たるのではないかとこのことで、ここであげてしまうことが、やはり議会にはそぐわないのではないかとこのことで、部分的に、部分的にというか1番、2番は採択の方向で、

3番、4番については、ちょっとだめでしょうというお話で進めさせていただいております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 私はこの請願については、採択すべきだというふうに思います。

確かに、(1)、(2)については国、道で、3、4については市に関係することですが、それはあくまでも市のほうでは、それを委員会で採択されたということを考慮に入れて今後取り組むというふうにすればいいのであって、直接これは通ったから即どうこうっていうようなことでもないわけで、それを尊重し、今後、施策の中で生かしていくということであれば問題ないというふうに私は思うんで、請願については採択すべきだと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 まず、それぞれ皆さんのほうからいろいろと、(1)、(2)に対してということで、3、4は状況として馴染まないのかというところですけれども、請願ですから願意を酌みとって考えるに、今すぐ予算措置が必要になる内容だからどうということよりも、今後の将来的な大きな方向性として、一つこれは願意を酌みとってくみ取るべきではないかというふうに思います。

以上です。

○金兵智則委員長 では、よろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。

○古都宣裕委員 私ども、会派としても検討した結果ですね、願意酌み取った上で、今後の施策に反映させればいいことであり、気持ちが伝わるものであるから、採択すべきものであると考えております。

○金兵智則委員長 ただ今、皆さんから意見をいただいたところでありましたが、1、2であればということと、1から4全ていいよということと、全てに対して、継続のほうがいいんじゃないかという意見が出てますので、他に意見がないようであれば、意見の一致を見なかったため閉会中継続審査とすることにしたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにさせていただきます。

○金兵智則委員長 それでは続きまして、陳情42号日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情について審査したいというふうに思います。

何かございませんか。

○松浦敏司委員 いろいろ読ませていただいて、確かに陳情にあるのが、文章的には私も賛同できるというふうに思います。

今まさに、日本国憲法の99条では、国会議員、裁判官そして公務員、あらゆる全ての公務員については、今の憲法を遵守し、守る義務を持っているということを書かれているという点からすれば、この陳情で言ってるの確かにそのとおりだというふうに思われますので採択でいいかと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○立崎聡一副委員長 私どもの会派では、一応これは継続という形でお願ひしたいと思います。

願意については大変よくわかるんですけども、これ1から11まであるんですけども中身を読ませていただきました。

かなりばらばらな部分があるというか、単発でこうきてるんだなっていう、ちょっとその辺は理解に苦しむというか、なかなかこれではちょっと通せないなということで継続審議をお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 よろしいでしょうか。

○永本浩子委員 私たちの会派といたしましても、現憲法を守っていききたいという思いはあります。

それにプラスして戦後70年を経て、変えるべきところがあるかどうかの議論はやっぱりするべきだと思いますし、この特定秘密保護法案、安保関連法及び共謀罪を廃止すること求める意見書を送付するという点に対しては、ちょっと賛同できませんので継続でお願ひしたいと思います。

○金兵智則委員長 よろしいでしょうか。

なければ、意見の一致をみませんでしたので、閉会中継続審査することを報告することに決定したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金兵智則委員長 それでは、続きまして、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書提出の要請について審査をしたいというふうに思います。

○松浦敏司委員 この要請、私から出させていただきました。

皆さん御承知のように、昨年7月7日に国連で核兵器禁止条約が圧倒的多数、全122カ国の賛成で採択されたわけです。

しかし、残念ながら、唯一の戦争被爆国である日

本の政府はこの会議そのものに参加しないということで、安倍首相もこれが通った後、署名も批准もしないというような態度を示しているということで非常に残念で、国際的にもどうしてなんだと、日本の政府がなぜ唯一の被爆国なのに署名、批准しないんだっていう批判の声も出ていると、当然だというふうに思います。

まして、被曝をされた方々の非常に長年の訴えが国連の場で通って、そして、それを推進してきたアイキャンという組織はノーベル平和賞を受賞するという、そういう中であって、また今もう既に50カ国を超える国が署名しているというようなことから、ぜひ日本の政府としてですね、これは署名すべきだと。

そして、まして網走は平和都市宣言をして、この核兵器の問題についても、その中には書かれているということで、ぜひ網走市議会としてですね、国に対して要望してほしい、意見書を出してほしい、このように思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 意見書の内容に全て同意したいと思います。

特にアイキャンのノーベル賞受賞には、日本の被爆者の方たちも参加をして、そこではやはり日本の一歩進んだ取り組みを世界は望んでいるというような内容の話もありました。

そこで、日本政府がしっかりと態度表明をするということは大変、国際的にも重要だと思いますので、ぜひともこの意見書は採択すべきだというふうに思います。

○金兵智則委員長 他にございますでしょうか。

○古都宣裕委員 これは別に非核三原則を文書としてやったわけで、国としてしっかり認めるということなので私はなんら問題がないと思うので採択の方向で考えております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 私も、唯一の被爆国として日本は核兵器禁止に対しては引っ張って役目があると思いますので、これは採択したいと思います。

○金兵智則委員長 よろしいでしょうか。

それでは、こちらの核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書提出要請につきましては、全会一致をもって採択することに決定したいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ここで、意見書案を配付のため暫時休憩したいというふうに思います。

午前11時59分休憩

午後0時02分再開

○金兵智則委員長 再開をいたします。

意見書案が皆様の手元にあると思いますが、何かありますでしょうか。

字の間違いがあったということで、核兵器のほうの今後発行の行が、効力の効ってということ2カ所、それと下のほうに発行とそこだけ訂正して提出をさせていただきますが、この2枚の意見書につきましては、委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程すること、並びに意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ここで、委員、理事者より何かございますか。

それでは、理事者退席のため暫時休憩をいたします。

午後0時03分休憩

午後0時05分再開

○金兵智則委員長 再開をいたします。

続きまして、行政視察の実施についてでございます。

前回の委員会のときに行政視察を行うということとは決定させていただきましたが、その後、日程、視察項目、視察先などを協議したいというふうに思います。

例年、改選でない年につきましては5月に、2週目か3週目に行っているという状況であります、いかがでしょうか。

14の週か、21の週という形になると思うんですが、14の週、向こうで決まってないですものね、まだね、文教ね。こっちが先ですものね。

5月14の週ということで、日程は決めさせていただいてよろしいでしょうか。

そのようにさせていただきます。

後、視察項目、視察先などで御意見をお持ちの方はきょう持ってきていただくということだったんですか、何か項目、先、何かあればお願いをいたします。

○川原田英世委員 私のほうで考えていたのがポートセールス含め大型クルーズ船誘致に網走も取り組んでまいりましたし、近年徐々にふえてきているということと、新年度予算では、さらに大型のクルー

ズ船をとということで検討を始めるということもあわせてですね、先進地の取り組みや状況等を視察することはいかがかなというふうに考えていたところです。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○古都宣裕委員 ちょっとまだいろいろと私の中でも、考えがまとまってなくて検討中な部分もありますもう少し時間をいただいた上で、具体的に、委員長なりに提出させていただきたいと思うんですけど。

○金兵智則委員長 了解です。

皆様、他の委員の皆様もそのような形でしょうか。

ただ、5月に実施するとなると、今月中には、ある程度のことを決めなきゃいけないという形になります。

できれば、3月の22日の議会最終日には、ある程度の方向性を決めたいと思いますので、いろいろ忙しいかと思いますが、16日ぐらいまでに意見のある方は、委員長、副委員長もしくは議会事務局のほうに御連絡をしていただくという形をとりたいと思いますが、それでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、視察項目については今1件ありましたポートセールス関係についても考えつつ、ほかの皆さんにつきましては3月16日までには何かしらいただけるということで、そのあと3月22日の最終日に委員会を開き、ある程度の方向性を決めて、相手方もあることですので、その辺で決定をしたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

委員の皆様から、その他ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後0時09分閉会